

内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン(案)」への  
今瀬政司(市民活動情報センター)の意見

長文で申し訳ございません。もしも、より良くするために、少しでもご参考になりましたら幸いです。

- ・【5-1-】:「取組みが定着するまでの、2年間の暫定的な対応」について、「定着」の評価軸(判断基準)がある程度は必要だと思います。そうでないと、従来のような2年間イコール定着(事業終了)という結論(予算)ありき、といったような誤解を受ける恐れがあります。また、厳密に言えば、規程上は短縮も(延長も)有り得ることになりますので、国と地域(自治体・NPO等)との行き違い等といったもしもの事態発生を避けるために、その場合の附則書きもあるといいと思います。
- ・【5-2-】:「民間の豊富な・・・中間支援組織・・・」について、意図は分かりますが、中間支援組織は、厳密には民間だけではないため、補足書きがあるといいと思います。
- ・【5-2-】:「市民参加の促進」について、「連携」「協働」の要素を加味するといいと思います。例えば、「市民の参加、市民と行政との連携・協働」など。
- ・【5-2-】:「市民の実体験、成功事例の共有などに軸足をおくとともに」について、そうしたことをもとに事業を進めるのか、あるいは、結果としてそうしたことを求めるか、あるいは両方なのかを、分かりやすく加筆するいいと思います。
- ・【5-2-】:「NPO等の支援が将来にわたって継続・発展することが可能となる」については、短期的なのか、長期的なのかを分けて表現するべきだと思います。NPO等が自律(自立)・発展して行くことは、その分、支援(中間支援組織・機能)が必要なくなることを意味するはずですが、短期的には支援の継続・発展は必要ですが、無限に将来にわたってではないはずですが、支援は主役ではないので。例えば、表現を「NPO等の支援基盤の」などにしてはいかがでしょうか。
- ・【5-2-】:「検討プロセス」は、何の検討か加筆があるといいです。
- ・【5-2-】:「地域貢献の活動を推進」とともに、「新しい公共」で謳う基本趣旨からすると、経済・雇用の推進のことがないのは、どうしてかと思います。
- ・【5-2-】:「乗り越えて」は、意図は分かりますが、グレー的なので、もう少し踏み込んで記載をと思います。改廃までは意図していないとしても。
- ・【6-2-1】:「区分経理」や「寄附金の取扱い(繰入不可)」は、意図は分かりますが、地域の立場に立った場合には、地域主権の観点や効率性・合理性の観点からしておかしいと思います。現時点ではそうせざるを得ないとしても、非効率化をフォローする工夫が必要だと思います。また、事業実施レベルにおいても、他の基金あるいは他の既存・新規事業との有機的な連携・調整をしやすくすることも重要だと思います。
- ・【6-3-3】:地域主権の観点から、事業計画の変更権限(範囲)をより拡大するべきだと思います。また、「あらかじめ」でなく、(ある程度は)「事後」でも可とするべきだと思います。
- ・【6-3-3】:「確認」は、「通知」か「承諾」か、混乱を避けるために明記が必要だと思います。
- ・【6-4】:「新しい公共」(NPO等)が今後、「主体的」に活動を進めていくためには、行政との関係において、「対等性」等の協働関係を構築・確保することが必要です。そのための方策として、「協働契約」( )の導入促進を図るべきだと思います。

( )従来型の委託契約の形態を見直し、「協働」の理念・あり方を反映した新たな契約の形態として、「協働契約」などと呼ばれる契約形態を導入したり検討する動きも生まれています。

「協働契約」では、NPO等と行政の双方が意思決定権・主体性を持ち、「共に事業主体」となる。NPO等が市民協力で労力・知識などを拠出し、行政が税金等から資金を拠出し、「権利・権限と責任・義務は折半する」という形での役割分担を図るようにする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であるとし、NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づける。協働事業を通じて新たに発生する成果の権利(知的財産権等)は、両者共有の帰属とする。などの規定が盛り込まれます。このように、「協働契約」が従来の委託契約と異なる主な点は、甲乙である行政とNPO等を共に「事業主体」としている点、権利・権限や責任・義務の所在など、条項全般で行政とNPO等を「対等」に位置付けている点などです。

「協働契約」の要素を持った契約形態(名称が異なるものを含めて)の事例として、例えば、上越市(新潟県)では、「委託契約条項(協働版)」が、上越市とNPO等との実際の委託事業で使用されています。神奈川県などでも導入がなされています。

<資料>「論壇「協働契約」の普及による真の協働推進」今瀬政司『住民行政の窓(2009年10月号(No.340))』(市町村自治研究会(総務省内)/日本加除出版) および、総務省『平成19年度地方自治体とNPO等との協働推進に関する調査報告書』(受託:市民活動情報センター)より抜粋要約。

- ・【6-4-(2)-オ】:「一度限りのボランティア」は、「一度限り」イコール「ボランティア活動等」と誤解されますので、表現の工夫が必要だと思います。ボランティア活動等でも継続性や拡大性の高い活動が、一般に多々事例がありますので。
- ・【6-5-6】:意図はよく分かりますが(そうあるべきだと思いますが)地域主権の観点からすると、拘束的・命令的な形となっていますので、意図は同じだとしても表現などの工夫が必要だと思います。
- ・【6-6-ア】:「従業員の雇用」などは、混乱を避けるためにも、新規のみか既存も含むのか(できれば形態なども)都道府県・運営委員会ができるだけ独自に明示するように進めるといいと思います。
- ・【6-6-イ】:「概算払いの普及率」は、何に対する普及率でしょうか。
- ・【6-6-エ】:「人的・物的資源」とあるのに対して、「人材バンク・・・」となっており、「物的」の要素の加筆が必要だと思います。
- ・【6-6-エ】:都道府県単位で行うだけでなく、県域を越えた広域連携も重要なことですので、その要素を加味してはいかがでしょうか。
- ・【6-6-カ】:「開示情報の閲覧」の「開示情報」のモノサシには自由性を持たせるのか、特定のものを意図するのか、説明があるといいと思います。
- ・【6-6-キ】:「NPO法人の会計基準」は、明確な法的根拠があるわけではないので、国として特定・固有のものを明記することには異論が発生して混乱すると思います(特に、NPO法人以外のNPO等の団体などから)。表現の工夫が必要だと思います。
- ・【6-6-ク】:「寄附の額」は6-5-1 関連すべてか、のみか明示するといいと思います。
- ・【6-6-ケ】:「寄附を仲介する」もの以外に、仲介なしの「NPO等への直接寄附」もより重要ですので、誤解を受けないような工夫が必要だと思います。
- ・【6-6-サ(ポイント集の方)】:「社会イノベーション推進のためのモデル事業」は、他の事業以上に長期的な視点が必要となるものだと思います。そのため、「改善度」は、

当該事業の2年間での改善度とともに、長期的な視点での改善度の指標づくり、導入をできるだけ促すような規程書きにはいかがでしょうか。

- ・【6-7-1】:「継続的に支援する観点から」について、5-1(3原則)の「定着するまでの、2年間の暫定的な対応」と矛盾するようにも読めます。そこで、例えば、「継続的に支援する民間の仕組み(基盤、機能)を構築する観点から」などのように表現を工夫してはいかがでしょうか。
- ・【6-7-1】【6-7-2】:「複数の中間支援組織等への委託を行うこととする」や「2以上の中間支援組織等への委託を検討することとする」について、意図は分かりますが、大前提として置き、かつそれを促す形を明文化すると(「~こととする」と強い表現で)、一般NPO等との公平性、ならび公正性などの観点から、一般NPO等などから誤解や不平不満の声が出るのが予想されます。表現や持って行き方など、相当な工夫が必要かと思います。また、方法論として、地域に複数ある場合には、中間支援組織の連合体(協議会)を形成して行う方法も有り得ますので、そうしたことを一例として想定するのも一案かと思います。
- ・【6-7-1】:「優れた成果を期待」できない場合や「プロポーザル」でない場合の想定がイメージされにくいと思いますので、それを伝えるように表現すると思います。
- ・【6-7-4】:「委託に係る適正な支払い」については、支援事業(対中間支援組織等)の委託だけでなく、各事業での一般NPO等の委託においても規程を盛り込むべきだと思います。公平性の観点ならびに普及促進の観点などから。例えば、7-5-6のところでも規程を加えると思います。
- ・【7-1】:つなぎ融資における担保・保証に関わることの規程があると良いと思います。
- ・【7-1】:「金融機関等」と「金融機関」が混在していますので、「等」の有無による意図の明示があると良いと思います。
- ・【7-1-1】:「協働業務を妨げる」は、理由を明示しないと表現が強すぎ(言いすぎ)なように思います。
- ・【7-1-1】:「移行することを前提」は、根拠を示した方が良いと思います。
- ・【7-1-7】:返済期間を精算時までなのかどうかといったことを明記が良いと思います。
- ・【7-1-9】:「概算払いへの・・・普及・啓発」は、本事業のみか、他の一般事業もなのか、明記すると良いと思います。
- ・【7-2-1】:「NPO等のスキルアップ」よりも、金融機関等自体に対して、対NPO等融資を促すための普及啓発や、金融機関等自体の対NPOのスキルアップを図ることの方が有効性が高いと思います。「中小企業診断士等の専門家による個別指導等」も無償ベースならいいですが、もし有償ベースであるとする、高コストでやりすぎだと思います。専門家による個別指導は本来ならいい政策ですが、実際には過去自治体で行われてきた事例からは成果が薄く、「専門家の資金支援」と誤解されて終わったことも少なくなく、相当な工夫が必要だと思います。
- ・【7-3】【7-4】:「NPO等の支援事業」なのか、それとも「支援の支援(基盤整備)」なのか、目的を明確にすべきだと思います。中身的には「支援の支援(基盤整備)」「(中間支援組織や市民ファンド等の支援)の要素が強いため、もしそうだとしたら、そのことをきちんと謳うべきだと思います。
- ・【7-4-4】:一般NPO等が事業をするための寄附金集めなのか、それとも、市民ファンド等が寄附シス

テム・文化を作っていくための寄附金集めなのか、曖昧な印象を受けますので、表現の工夫が必要かと思います。

- ・【7-5-2】:「提案をもとに」と「応募する」との関係が手続き上(書類作成上) どうすることになるのか分かりにくいので、工夫が必要だと思います。
- ・【7-5-5】:「施設等」「設備備品」について、事業終了後の所有権等がどうなるか不明ですので、それは運営委員会で必ず決めるのか、決めなくてもいいのかなど、加筆があるといいと思います。
- ・【7-5-6】:「事業費の分担」は、「事業の分担」なのか「事業費の分配」なのか多少曖昧さがありますので、加筆があるといいと思います。
- ・【8-1-2】:(3)は、「取り消し等」の「案の検討・作成」でしょうか。
- ・【8-2-2-イ】:「又は」は意味からして「ならびに」でしょうか。
- ・【8-2-2-ウ】:「他の都道府県から選定」について、この規程の必要性の意図は分かりますが、大都市圏域では、実際の活動エリア・利害関係が県域を越えていることがあるため、県域区分では、公平性・公正性の観点から誤解を招く恐れがあるように思います。何らかの工夫が必要だと思います。またあるいは、地域ブロックごとにルールを作り、その地域特性から、地域によっては、「県域」規程を「圏域」規程に広げることも一方策だと思います。
- ・【8-3-1】:「運営委員会の開催頻度・・・活動の推進を妨げる」は、なぜそうなのか、分からない人もいますので、理由を明示した方がいいと思います。
- ・【8-3-1-オ】:「連携」のレベルだけでなく、「協働」のレベルで協働性のスタンスの有無を盛り込むといいと思います。
- ・【8-3-3】:「利害関係・・・審査からは除かれる」は、公平性・公正性を達成するために、より一層に厳格な規程が必要だと思います。誤解を招かないように、「新しい公共支援事業」の関係者はすべて、利害関係のある案件だけでなく、原則すべて不可とすることも検討の余地はあると思います。せっかく良い政策も推進しても、誤解を招いてもシラブルがあった場合には、「新しい公共」政策(全体)自体がネガティブなイメージになってしまう恐れもありますので。
- ・【10-2】:「標準開示フォーマット」について、一般企業や公益法人等との関係に留意が必要になると思います。
- ・【11-1】【12-1】:「公表」は、個別事業ごとに公表なのか、全体傾向を公表なのかについて、運営委員会ごと自由に決めていいかどうか、明示するといいように思います。
- ・【12-1】:「評価」のシステムをまだ導入していない都道府県にとっては、戸惑いが生まれることも予測されるため、どのようなシステム(レベル)にするのかの自由裁量など、何らかの説明加筆があるといいと思います。
- ・【12】:当「新しい公共支援事業」そのもの(全体)の評価と市民への報告について、規程が必要だと思います。

以上